

令和元年7月10日

第16回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年7月10日（水曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館3階 第1～3会議室
3. 閉会年月日 令和元年7月10日（水曜日） 午後2時19分

4. 議案

- 議案第81号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第82号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第83号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第84号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第85号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 議案第86号 農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について

- 報告第51号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第54号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	6番 鎌田 政永
8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光	11番 佐藤 紘一
12番 澤田 今日一	13番 堤 武久	14番 奈良岡 めぐみ
15番 西澤 清光	16番 西塚 伸	17番 福士 修身
18番 福田 公夫	19番 安田 昌樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

7番 工藤 隆志	10番 齊藤 光朗	
----------	-----------	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 工藤 努	2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	8番 山田 正樹	10番 佐藤 量一
11番 小泉 作郎	12番 斉藤 直美	13番 石川 正光
14番 豊川 明子	15番 野呂 正幸	16番 天内 輝明
17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

9番 木 立 れい子	19番 成 田 貴 吉	
------------	-------------	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	三 上 正 俊	事 務 局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	櫻 田 正
主 幹	堀 内 和 之	主 査	福 士 和 年
主 査	工 藤 武	主 事	舘 岡 進 太 郎

10. 農業委員及び推進委員以外の出席者

森 内 晴 也（農業政策課担い手支援チーム技師）

吉 田 真知子（農業政策課担い手支援チーム技師）

11. 議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

○議長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、第16回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長（福士修身会長）

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中17名が出席しております。なお、推進委員の方は、17名が出席しております。

○議長（福士修身会長）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。1番秋谷進委員、2番穴水佳行委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(福士修身会長)
引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(福士修身会長)
ただいまより議案審議に入ります。議案第81号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が8件、賃貸借権設定が3件、使用貸借権設定が1件、合計12件でございます。個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。まず、所有権86から89ですが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい又は自作地を拡張したい受人へ売却するものです。次に、所有権90ですが、こちらは、高齢のため、経営規模を拡大したい受人へ売却するものです。次に、3ページ目の所有権91ですが、こちらは、労力不足のため、自作地を拡張したい受人へ売却するものです。次に、所有権92ですが、こちらは、県外在住で耕作できないため、経営規模を拡大したい受人へ売却するものです。次に、所有権93ですが、こちらは親子間の贈与になります。次に、賃貸借権98から次のページの賃貸借権100については、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃貸借権を設定するものです。次に、使用貸借権14ですが、こちらは労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ使用貸借権を設定するものです。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、2 ページ目の所有権移転の申請番号 86 番から 89 番までの審議を行うにあたり、高坂繁光委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（高坂繁光委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、所有権移転の申請番号 86 番から 89 番までについて審議を行います。ご質問・意見のある委員はどうぞ発言ください。どなたかございませんか。

○各委員

（意見無し）

○議長（福士修身会長）

所有権移転の申請番号 86 番から 89 番までについて、ご異議ありませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。高坂繁光委員を入場させてください。

（高坂繁光委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった所有権移転 86 番から 89 番を除く本案について審議を行います。ご質問・意見のある委員はどうぞ発言ください。どなたかございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

議事参与制限があった所有権移転 86 番から 89 番まで、及び 93 番を除く本案について、許可することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 82 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を願います。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、いずれも農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 2 件、賃貸借権設定に関する許可申請が 1 件と、合計 3 件となっております。いずれも、浪岡地区の非線引都市計画区域内における申請です。

それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 82 号、関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。案内略図①受理番号 35 番と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページから 6 ページ目が土地利用計画図、5 ページ目は現在住宅を建てている隣地の計画状況を示しているものです。農地転用の隣地の状況図でございます。7 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。

8 ページ目が土地の登記簿謄本となっております。

議案第 82 号関係資料 1 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地はその他の農地と判断されます。申請地は、第 3 種農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地のいずれの用件をも満たさないものであり、以前作付けされていた白菜も 10 アールあたり約 1,500kg と、本市の平均値である 4,500kg を下回っていることから、その旨判断しました。許可基準は第 2 種農地と同様とされております。その許可基準に

いますが、申請地は、都市計画上の用途地域内、これは第2種住居地域となっております、にあることから、第3種農地と判断されます。第3種農地と捉えられると、農地転用は許可できるものとされています。顛末書については、貸す側の●●氏が農地法を知らず、市街地の中なので問題ないと思っていたところ、実は農地であることが判明し、今回の申請に至ったものでございます。このことから、顛末書を添付しての申請もやむを得ないものと事務局側で判断しました。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行いますご質問・ご意見のある委員はどうぞ述べてください。

○1番（秋谷進委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい。秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。議案第82号の受理番号37番。顛末書が出ている案件ですが、これいつ頃、許可申請が出たものですか。何月何日頃。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局どうぞ。

○事務局

今回の許可申請書につきましては、6月21日に提出されたものでございます。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

これ何か、途中で気づいたのか、本人が気づいたのか。それとも、こちらから催促したのか。どういう経緯で。20年間くらいね、無断転用の案件なんですね、これね。それがなん

で6月21日に気づいたのかなと。その辺わかりますか。

○議長（福士修身会長）

事務局で、この土地の持ち主がさっきの説明でいったら、街の真ん中であるという事で、わからなかったというお話しでしたが、これを例えば舗装した月日ってその辺わかっていますか。あそこは今の前はコンビニでしたよね。鎌田さん。鎌田委員、あそこコンビニでしたよね。

○6番（鎌田政永委員）

そのとおりです。はい。近所の娘さん、そこに勤めていたので、わかっています。

○議長（福士修身会長）

あそこは駐車場で使ったの何年くらい前ですか。

○6番（鎌田政永委員）

ああ、コンビニあんまり流行らなかったから、すぐ無くなったよな。

○議長（福士修身会長）

私あの、20年くらい前かなって感じがするんだけど。

○6番（鎌田政永委員）

そういった感じもするな。選挙事務所にも使った事あるよな。

○議長（福士修身会長）

事務局でわかっている所でいいですので。

○事務局

はい。確かに、今委員のみなさんからお話があった通り、この申請地は昔、確かヤマザキデイリーストアがあってですね、その駐車場として使われていたと記憶しております。今回ですね、その空き店舗について、お蕎麦屋さんをやりたいという話があってですね、隣の土地がアスファルトで丁度良いからという事でお話がありました。でその申請地を調べてみたところ登記地目が農地であったということで、これについてはきちんと手続きを取って下さいといったやりとりをですね1、2年位前から経てですね、今やっと申請書を整えて、顛末書をつけて申請という形になっておりました。

○議長（福士修身会長）
秋谷委員よろしいですか。

○1 番（秋谷進委員）
はい、わかりました。気づかなかったって事です。本人が。

○議長（福士修身会長）
そのようです。

○1 番（秋谷進委員）
はい、わかりました。

○9 番（高坂繁光委員）
はい。

○議長（福士修身会長）
はい、高坂委員どうぞ。

○9 番（高坂繁光委員）
この会社で、4 番目の目的あるじゃん。会社の目的。不動産の賃貸と管理って、この中でうたってるんだ。それをわからないとか、それで通るものですか。顛末書 1 枚で終わるって事。ここの会社の現在の全部の証明書、会社の謄本とってくるとついているわけだ。賃貸も管理も、全部。よそのやつもやってると思うよ。管理してると思う。まず不動産業みたいなもんだ、まず。考えれば。それを賃貸して自分自身がわからなかったってこの顛末書みればさ。

○議長（福士修身会長）
いや、あのわからなかったというのは、前の駐車場にした方が、あの農地の持ち主の方が街の真ん中でもある事だし、農地でないだろうと思って舗装したって事でその時にわからなかったって事らしいです。

○9 番（高坂繁光委員）
一番先に調べなければだめな事でしょ。自分たちの会社の目的だものこれ、な。一番先に。これに載っているんだもの、ほら、ちゃんと。

○議長（福士修身会長）

はい。では事務局、もうちょっと説明して頂きたい。

○事務局

今のその法人というのは、あくまでも今借りたいと言っている側になります。土地所有者は、●●さんという個人の方。

○9 番（高坂繁光委員）

そこから借りるの。

○事務局

そうです。

○9 番（高坂繁光委員）

借りる時点で顛末書出すの。借りようとした時、なんで借りようとした時にすでに借りようとしている時に土地の謄本なり取るじゃん普通。これ目的読んでみ。ほら 8 番目読んでみて。これ管理もやってるんだ。管理から売買から仲介から全部でさ。

○事務局

なので、手続きをとって下さいというやり取りをここ数年やって。

○9 番（高坂繁光委員）

もっと前からわかってなければだめなんだ。これ、商売なんだもの。これで飯くってるんだ、この会社。普通であればな。普通であれば。この時一番先に農業委員会に相談に来なければだめなんだ。そうでしょう、普通でしょ。ここで土地を管理しますよって、よその人も管理してあげますよって、これのあれなんだ。

○事務局

なので、登記地目と現況が違ったので農業委員会に来られてそれでチェックを受けなきゃ、みたいなやりとりをずっとして今回こういった流れになった。

○9 番（高坂繁光委員）

だから、一番先に借りようと思ったときに、土地先に、一番先に調べるのがこの会社の義務だ。普通であれば、と思いませんか。思うでしょ。自分の登記簿謄本にちゃんと載ってるんだもの、管理とするって。全部載ってるんだね。この人は完全に手落ちさ。そして今になって、何年経ったかわからないけれど顛末書つけて、私わからなかった、前に貸す人が

どういったかって事はさ。ちょっと納得いかない。やってしまってるから、アスファルト剥げとかしゃべってる訳でないけれども、顛末書 1 枚で、はい通してくださいだと、それでも素人ならいいのよ。この会社が、まるっきり違う造園業とか、造園業でもあれだけ、普通の店屋だとか。これ、ここのこれやる、いちいちやる会社だわけだ。管理から指導までみんな。よく簡単に顛末書 1 枚で、はいどうぞって事であれば、みんな、会社そのものがそういうあれなら、みんなやってくる。顛末書 1 枚で。

○事務局

顛末書についてはですね。あの今、高坂委員がおっしゃるように、つけたから、はいどうぞっていう受付体制は取っておりませんので、今後の受付相談についても今のご意見を踏まえて、きちんと精査したいと思いますので、宜しくお願い致します。

○9 番（高坂繁光委員）

きちんと言っておいた方がいい。これで商売やってる会社だもの、この、土地の管理から何から。そこのところ許可を第一にして十分に注意をして、おそらく今度はやらないと思うけども、そういった事を注意しておいた方がいいんでないかと思います。

○議長（福士修身会長）

高坂委員よろしいですか。澤田委員どうぞ。

○12 番（澤田今日一委員）

12 番澤田です。また同じ件なんですけど。細かいことすみません。この顛末書の日付が 6 月 20 日です。そして、申請が 21 日。顛末書の方を先に持ってきたの。それとこの顛末書の一部にアスファルトを敷く。さっき見た写真が全部に敷いてるんですけど。例えば、農地であって車で来るからそこに車を停める為に一部を敷いたと、その考え方と全部に敷いたという考え方とでは、ちょっとこう、高坂さん言ってるけど悪質に思えるわけ。その日付の違いとそのなんで一部なのか、全部って書かなかったのかそこ、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（福士修身会長）

はい事務局どうぞ。

○事務局

まず日付についてはですね、行政書士の代理申請となっておりましたので、本人から徴した日が 20 日、それを整えて提出したのが 21 日という事で日付が違っている形になっております。おそらく、澤田委員がおっしゃるのは、申請に合わせてみんな日付を揃えるべきで

はないかというお考えがとおりかと思しますので、今後はその辺はですね。

○12 番（澤田今日一委員）

でも、いいですか。知らなかったなら、ここに申請書を出して指摘されて出すのが普通でしょ。だから、21日に申請書を出したら、22とか23に書いておくのが普通だと思う。前に書いて持ってきたという事は、確信犯だって事。私に言わせれば。

○事務局

すいません。その点につきましては、1、2年前からですね、この件でやりとりさせて頂いた結果、そういう事実がわかったと。で、その事実をわかって、きちんやるように指導した事がですね、ちょっと日付がですね若干ずれたというふうに考えております。今、この場でその21日にすぐ来たのでは無くてその前からずっと1年前からですね、申請についての相談があったという事でのお話でございます。

○12 番（澤田今日一委員）

あなた、1年前からここに居たんだ。浪岡に居ていたんだ。

○事務局

この方が相談に来ていたということです。そういうことを先程説明させて頂きました。

○議長（福士修身会長）

それから、澤田委員さんの方から顛末書の中身ですね、アスファルトを、農地の一部にアスファルトを敷くって、ここの文言を見てくださいって事ですが。

○事務局

今、ご指摘頂いた件についてはですね、もう一度申請人の方に話をしてですね、現実と合うように一部ではなくて全部という形の訂正を求めたいと思います。

○議長（福士修身会長）

澤田委員よろしいですか。

○12 番（澤田今日一委員）

いいんだけど。全部って一部やったこの転用の中の一部やると全部やったってば、もう受け取り方が全然違うよ。書き直すからとかってそういう問題で無いわけよ、なあ。だから、こういうのは、ここにかける前に、ちゃんとあんた達、日付もよ、疑われないようにちゃんとそうやってくればいいじゃない。事務局、今日随分不手際多いよ、なあ。

○議長（福士修身会長）

そうすれば、この顛末書は新しくまた提出させるって事ですか。

○事務局

はい。

○議長（福士修身会長）

じゃあ、中身も澤田委員おっしゃったように全部だっていう事ですね。

○事務局

はい。今後の受付の再確認をきちんとしていたと思います。

○議長（福士修身会長）

他にご意見がある方いませんか。

○6 番（鎌田政永委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい。鎌田委員。

○6 番（鎌田政永委員）

6 番鎌田政永です。今のこの話だけど、高坂さんしゃべったのも顛末書つけばいいよな、という、そう言ってこの顛末書も中身が結構不手際があって、顛末書書き直してもらって再提出って事で、次回にまた審議すればどうかなという意見です。

○議長（福士修身会長）

今、鎌田委員がおっしゃったのはもう一回やりなおしてという事らしいんですが、みなさんご意見がありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

再審議っていう事ですよ、鎌田さんね。来月もう一回という事ですか。

○12 番（澤田今日一委員）

私は、今これ事務局の勝手際でもあったんで、事務局の方で直して再提出させるって事で私はいいと思うけど。

○議長（福士修身会長）

鎌田委員さんは、もう一回。それから澤田委員さんは、今説明を受けたから、顛末書の中身をちょっと入れ替えればいいんじゃないかというご意見がありました。みなさんいかがいたしますか。

○3 番（一戸昭憲委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい。一戸委員どうぞ。

○3 番（一戸昭憲委員）

3 番一戸ですけども。これ現況雑種地となっていますけども、それも直して再提出した方がスッキリすると思います。現況はアスファルト敷いて、雑種地でもなんでもないそこは。それと建物はあそこ地権者別なんですか。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局どうぞ。

○事務局

建物というのは、今空き店舗になっている所の底地についてですか。それは宅地で確認しております。

○議長（福士修身会長）

今、一戸委員さんの方から、顛末書の畑、かつこして現況は雑種地という項目あります。これはやっぱり、現況は雑種地ではなく畑で私はいいと思うんですが。まあ現況はアスファルトですけれども。ここの文言をどういたしますか。

（多くの委員から意見が飛び交う）

（現況はアスファルトだから宅地である、という意見あり）

○議長（福士修身会長）

これどうしますか。こんなに面倒くさくなれば、今整理するの無理だと思います。来月もう一回総会に提出で、今回とりあえず取り下げという形で、来月もう一回審議することにしたと思います。みなさんどうですか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。その他ご意見ある方おりませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

そうすれば、今の議案の 82 号の 3 番をですね、再度来月もう一回総会にかける事にします。2 件については、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○議長（福士修身会長）

議案第 83 号、84 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 1 件、利用権設定が 9 件、集積計画の面積は、所有権移転が 4,526 m²、利用権設定が 66,529 m²となっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 11 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきまして

は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、8 ページから 11 ページの議案第 84 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対する意見も求められています。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、8 ページ目の利用権設定の申請番号 123 番及び 9 ページ目の 124 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（大柳壽憲委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、利用権設定の申請番号 123 番及び 124 番について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見無し）

○議長（福士修身会長）

利用権設定の申請番号 123 番及び 124 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定します。大柳壽憲委員を入場させてください。

（大柳壽憲委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に 9 ページの利用権設定の申請番号 125 番の審議を行うにあたり、穴水佳行委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（穴水佳行委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、利用権設定の申請番号 125 番について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

利用権設定の申請番号 125 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定します。穴水委員を入场させてください。

（穴水佳行委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった利用権設定の申請番号 123 番から 125 番を除く本案について審議を行います。ご質問・ご意見ありましたら、どうぞ発言ください。どなたかございませんか。

○各委員

（意見無し）

○議長（福士修身会長）

議事参与制限があった利用権設定の申請番号 123 番から 125 番を除く本案について、計画書のとおり決定及び農地中間管理機構の転貸予定内容にご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画は決定とし、当該転貸予定内容については異議なしといたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 85 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明願います。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課の農業政策課から農業振興地域整備計画の変更について説明があります。

○議長（福士修身会長）

それでは農業政策課の職員を入場させてください。

（農業政策課 森内晴也技師、吉田真知子技師 入場・着席）

○議長（福士修身会長）

どうもご苦労様でございます。それでは、まず自己紹介をしていただいて、浪岡農業振興地域整備計画の変更一覧における「浪岡 2019-①用途変更」の説明をお願いいたします。

（自己紹介）

○農業政策課 吉田真知子技師

座って説明させていただきます。農業振興地域整備計画の資料ですけども、今までと入っている内容は同じなんです。ちょっと資料の組み方が複雑に分かれた感じになっていて、一つは表紙ですね、浪岡農業振興地域整備計画変更案となっているもの 3 枚、セットになっているものと、もう一冊のほうは、この計画の変更に係る添付資料という様な形になります。

まずですね、資料のほう、浪岡農業振興地域整備計画の変更一覧と書いてある表があるほうの資料をもとに説明させていただきます。今回ですね、農業振興地域整備計画を変更するのが 1 件、用途変更になっておりまして、変更する場所は、●●●●●●●●●●、面積は 1,978 m²、地目は現況、登記簿共に田となっております。変更なんですけれども、用途区分の変更ということで、今、農業振興地域整備計画は農地、耕作のために使用するという風な指定がかかっていますが、それを農業用施設に変更するものになっております。次の土地基本整備の実施状況のところなんですけれども、完了がすでに括弧書きで昭和 35 年から 36 年と書いてあるんですが、すみません、これ、こちらのミスでして、47 年から 55 年の間違いでしたので、この部分だけ訂正をお願いいたします。今回の変更理由に関しましては、農業用施設の建設ということになっております。一枚めくっていただきまして、今回の変更の

申し出の概要となっております。申出者は土地所有者でもある●●●●さん、農業者の方になっております。この土地を選定した理由、2番ですね、選定理由ですけれども、この地域ですね、用途地域と農用地区域が隣接しておりまして、農用地区域以外で農業用倉庫が建設できる用地、候補地が無かったということで、今回農業振興地域内で農業用施設を建設する土地を選定し、今回の●●●●●●●●が候補地になっております。この申出地ですけれども、農用地区域の周縁部に位置していること、また、隣接している農地が申出者である●●さんの所有地であること、北側が雑種地となっているといった条件がありまして、農業用倉庫を建設した場合の周囲の営農への影響というのがほとんどないということ。また、今回の申出地の道路を挟んで向かい側に、既に同じ申出者が所有している精米施設もあるということから、防犯上や作業の効率性まで考えてこの土地を候補地として選定したということです。3番の土地利用計画ですけれども、建設物が大きく3つ、農業用の車両倉庫1棟、従業員の休憩所が1棟、農業用ハウス兼格納庫ということで、下をコンクリート敷きにした温室に近いハウスを1棟、後は駐車場、法面、資材置場、通路等という形になっております。休憩所を建設することになっておりますが、休憩所から出る污水、排水等については、下水管へ接続するというので、周辺の用水路に排出されるということはない。ということになります。1枚めくっていただくと、案内図と位置図ということで、申出地の場所なんですけれども、浪岡中学校から大体500mくらい離れた場所となっております。その位置図を見ていただくと分かる通り、田んぼと住宅がある地域の境で、前はある程度道幅がある市道がありまして、黄緑色で囲っている部分が既にある農業用施設、赤色の部分は今回新しく農業用施設を建てる予定の場所となっております。もう1枚めくっていただいて、土地利用計画図、現況写真ということで、真ん中に大きく農業用の車両倉庫が1棟建ちまして、北側に休憩所、南側にハウスを1棟建設するという計画になっております。後は現況写真ですね、現在は何もない状況、管理のみの状況となっております。

もう一冊の農業振興地域整備計画変更案のほうですけれども、それが実際に市の計画書がどういった風に変更するかということで、変更区分のみを抜粋しておりますが、1枚目は土地利用計画の数字の内訳ということで、今回浪岡の中で農地として利用する予定だった部分が0.2ha減って、農業施設用地として利用する予定の部分が0.2ha増えるということで、計画全体として農業振興地域整備計画全体としては面積の増減はありません。最後1枚めくっていただいて、これは実際の指定状況の図面となっております、今黄緑色で囲っている部分が、計画変更完了しますと赤色になるということです。以上です。

○議長（福士修身会長）

ありがとうございました。これより、本案について審議を行います、「浪岡2019-①用途変更」の案件につきましては、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

「浪岡 2019-①用途変更」について、ご質問、ご意見ありましたらどうぞ、発言ください。

○議長 (福士修身会長)

はい、澤田委員。

○12番 (澤田今日一委員)

私、この写真見てちょっとおかしいっていうか不思議に思ったんだけど、これ見れば農地であるのはわかるんだけど、ここに下水入ってるの。

○農業政策課 吉田真知子技師

ここの北側の道路にですね。ここ自体には入ってないんですけども、北側の。この図面でいけば、黄緑色の上に白抜きになっている部分あります。3枚しか無い方。黄緑色の、今回変更かける土地の北側に●●●●って白く土地があって、そのすぐ北側道路走っているんですけど、そこには上下水あります。そこまでは、配管入れて繋げることにしてあります。

○12番 (澤田今日一委員)

この道路にあるんですか。

○農業政策課 吉田真知子技師

その道路にある。

○12番 (澤田今日一委員)

あるって事ね。この写真みれば、下水きてるようには見えないから。さっき下水に繋ぐって言ったから。わかりました。

○議長 (福士修身会長)

他にございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

ご質問が無いようですので、農業政策課の皆さん、大変お疲れ様でした。

(農業政策課 森内晴也技師、吉田真知子技師 退場)

○議長 (福士修身会長)

それでは、農業振興地域整備計画が変更となった場合の「農地」についての農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

説明させていただきます。それでは、農業振興地域整備計画が変更になった場合の農地転用許可基準について説明いたします。右上に「議案第 85 号関係資料」と記載した資料をご覧ください。「農業振興地域整備計画変更 (用途変更) 案件説明」と記載されていますが、変更箇所、申出者、変更理由、変更概要は、先程、農業政策課が説明したとおりでございます。変更概要の下の許可基準から見た本案件の判断をご覧ください。

まず、立地基準につきまして、この土地は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存在する農地であることから、「農用地区域内農地」と判断されます。このような農地の場合、農地転用は原則不許可ですが、例外的に「農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするとき」は「この限りではない」とされ、許可できるものとされています。今回の、農業振興地域整備計画の変更、すなわち農用地利用計画における用途変更は「農地」から「農業用施設用地」への変更であり、転用の目的が「農業用施設である農業用車両用倉庫や農業用ハウス兼格納庫等」であることから、この不許可例外規定に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしているものと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 (福士修身会長)

これより、議事参与制限があった「浪岡 2019-①用途変更」の案件について審議を行います。質問・意見のある方はどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

ございませんか。それでは、議事参与制限があった「浪岡 2019-①用途変更」の案件について、異議なしの回答をすることにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
異議なしと認め、そのように決定します。三上紘史委員を入場させてください。

(三上紘史委員 入場)

○議長(福士修身会長)
次に議案第86号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

資料の14ページをご覧ください。農作業標準労賃等に関するアンケート実施の案になります。農作業で人を雇用する際や受委託の目安となる農作業標準労賃等については、青森地区、浪岡地区それぞれで設定しておりまして、毎年アンケートを実施して決定しておりますので、その方法についてご審議いただきます。

まず、1番アンケート実施時期ですが、8月上旬から8月30日までの約1か月間としたいと思っております。2番アンケート対象者は、農業委員、推進委員合わせて38名に青森市認定農業者協会会員72名を加えて実施したいと考えております。認定農業者協会会員の人数については農業委員、推進委員の方を除いた人数となっております。なお、農業委員、推進委員の皆さんには、全員もれなく回答の方をお願いしたいと思っております。アンケート結果の取りまとめ終了後、12月の月例総会の中で令和2年度の標準労賃を決定したいと考えております。

続いてアンケートの案の検討に入りたいと思っておりますが、その前に今年度の労賃表を25ページ、26ページに掲載しておりますので確認のためをご覧ください。両地区ともに上段の「1農作業労賃」の表の網掛け部分は昨年見直した部分になっておりまして、最低賃金の改定を受けたものとなっております。また、下段の「2農作業受委託料金」の表の網掛け部分「コンバイン」の行に新しい項目を昨年設定しております。

それでは15ページからの今回のアンケート案をご覧ください。今回は、昨年のアンケートを基本として新たな設問は追加しておりませんので、一つずつの設問の説明はいたしませんけれども、青森・浪岡地区共通で一部変更したい箇所がありますので、青森地区のアンケートの方で説明させていただきます。

1点目は16ページの農作業の労賃に関する問いの所で、回答欄に記入する労賃額の選択肢ですが、右のほうにある表ですね、こちらの選択肢を500円ずつ引き上げております。

これは昨年のアンケートの回答で、4,500 円未満での回答は「0」だったことによるものです。

2 点目は、18 ページをご覧頂きたいんですけども、農作業受委託料金に関しての回答欄に記入する金額の選択肢、右側の表の部分で、こちらも昨年の回答の中で、3,500 円未満での回答というのは「0」だったので、500 円ずつ上げた設定としております。また、アンケートで受委託金額が選択肢の上限より高いという回答が多かったのが「コンバイン (刈取から乾燥・調製まで)」という項目のところこちらに「4 万円以上」という項目を追加、「ローラベアラ (収集と運搬)」の項目に「7 千円以上」という項目を追加しております。

3 点目になりますが、17 ページ、18 ページの両方にかかるところなんですけども、農作業受委託料金の問いに関わる部分です。受委託料金は消費税込みの金額として設定している関係もありまして、10 月消費税 10%への増税を控えている中ではありますけれども、アンケートの回答は 8 月になりますので現状の消費税 8%を含んだ額となることを、設問にアンダーラインを引いて明記している形になっております。ただし、労賃表自体は消費税が 10%に上がった後の令和 2 年度版ということになりますので、受委託金額への消費税反映については、労賃表決定の際に、アンケート結果とあわせて皆様にご審議いただきたいと思っております。

浪岡地区のアンケートについては、20 ページから 24 ページにかけて掲載されておりますが、変更する内容は青森地区と同様ですので説明は省略させていただきます。それでは、委員の皆さんには、アンケートの内容・実施方法について、ご意見等をいただきたいと思っております。事務局からの説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

急に賃金とかこういうアンケート、みなさんビックリしたと思いますが、どういう質問でも構いませんので。

○12 番（澤田今日一委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、澤田委員。

○12 番（澤田今日一委員）

12 番澤田です。前に浪岡の委員の方から湿田の割り増し、私これではやっていられないって話がちょこっと出たりしたんですけど、今これ見てみたらコンバインの刈り取りで青森は湿田とか倒伏とかって 10%20%増しってなってるけど浪岡は無いんだよな。浪岡のほ

うでもつけたらどうですか。

○議長（福士修身会長）

要するに青森と足並み揃えて下さいって事。

○12番（澤田今日一委員）

足並み揃えるって価格を同じにしてっていう意味でなくてね。湿田の刈り取りとかが、浪岡に入っていないんで。

○議長（福士修身会長）

今回、そういう風にしてやりますか、出来れば。推進委員の方でも構いませんので。はい、どうぞ。

○7番（山内洋一推進委員）

7番の山内といいますけれど、コンバインで刈り取りから、糶すりまで今回は31年は28,000円と青森地区でありますけれども、これそうすれば10俵あがった時も8俵あがった時も同じなんだろうか。これはあっていないようなもので、要するに一反歩刈って乾燥するの8俵あがれば8俵分払えばいいし、12俵あがれば12俵、これ12俵あがるのも8俵あがるのも28,000円という事でこの点はこの調査ではちょっと今までどおり。

○議長（福士修身会長）

ここに出している話はいくまでも、目安となる金額ですので、例えば今10俵あがってはこれだけ、8俵しかあがらなければ、これだけってそういう労賃だと思うんですが、これはあくまでもお互いに請ける方、それからやる方の2人の話し合いの基本となる、目安となる金額ですので、そうですよね。事務局ね。はい。事務局どうぞ。

○事務局

今まさに、福士会長からお話があったとおり、あくまでも目安でございます。例えば、いくら位に設定したらいいんだろう、ちょっとわからないなみたいな時は、ここに書かれてある項目を参考にして頂いて、後は話し合いで決めて頂くというのを基本的な姿勢としてこれまでも定めてきております。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

他にご意見のある方おりませんか。

○各委員
(意見無し)

○議長（福士修身会長）
それではお諮りをいたします。本案のとおり、今年度の当該アンケート実施について決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長（福士修身会長）
異議なしと認めます。本案のとおり今年度の当該アンケート実施について、決定いたしました。

○議長（福士修身会長）
次に、報告第 51 号を議題とします。事務局より説明願います。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局
説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 4 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長（福士修身会長）
次に、報告第 52 号を議題とします。事務局より説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が6件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第7条第1項第6号の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第53号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による解約等で1件でございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第54号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で1件でございます。報告の表中「現況（課税地目）」は「畑」となっている件につきましては、あくまでも固定資産課税上そうになっている、という趣旨でございまして、実際現地に行きますと樹木が多数生えておりまして、森林の状態であることを確認しております。

なお、非農地証明書は交付済でございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

以上で、今日の審議は全て終了いたしました。まず事務局、その他に何かありましたらどうぞ。

（議案第 86 号の審議内容及び決定事項について再度の確認）

（東青地区農業委員会大会及び東青地区農業委員会研修会並びに懇親会の開催案内）

（次回の月例総会は 8 月 9 日（金）午後 1 時から柳川庁舎 2 階大会議室で開催予定の連絡）

○議長（福士修身会長）

最後になりますけど、委員の皆さんから何かあれば。

（秋谷進委員から、農地利用最適化推進事業の体制を構築するにあたっての事務手続きについて）

○議長（福士修身会長）

これで終わりますけれども、皆さん何かなければ終わります。ございませんか。

○議長（福士修身会長）

以上を持ちまして、第 16 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。皆さんお疲れ様でございました。